

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和4年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和4年9月9日（金）
開催時間	午前10時00分～正午
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙委員名簿のとおり
欠席者	なし
会議次第	1 開会 （1）あいさつ （2）委嘱状の交付 （3）足立区自立支援協議会の役割と機能 2 自己紹介 3 議事 （1）成年後見制度について（概要） （2）区の成年後見制度の取組みについて （3）成年後見制度の事例検討 4 事務連絡
資料	1 第1回権利擁護部会 次第【資料1】 2 成年後見制度（パンフレット）
その他	開状況：公開 傍聴：0人

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

●進行：小田切事務局員

1 開会

（1）あいさつ

○早崎委員

この度は、コロナ禍で大変な中、お集まりいただき感謝申し上げます。さまざまな会議体の中で、例えばリモート形式で行うなど試行錯誤しているが、やはり顔を合わせて行うことができ、ありがたく思っている。

この権利擁護部会は、差別解消法や障がい者の権利について検討する場となっている。本日は活発な議論をしていただきたい。

今日のテーマは成年後見制度ということで、高齢者や障がい者がどのようにすれば自分の権利が守られるのか、事例も紹介していただけると聞いているので、皆さんと意識の共有をしていきたいと思う。

（2）委嘱状の交付

本来ならば、直接お渡しするが、感染予防のため机上での交付とさせていただく。なお、本会議や他の部会にて、既に委嘱状を交付している委員には本日のお渡しはない。1年間、当部会へのご尽力を賜りたい。

（3）足立区自立支援協議会の役割と機能

○和田事務局員

自立支援協議会の目的と機能について、資料に沿って説明する。

自立支援協議会の法的な位置づけについて、障害者総合支援法の89条3の1において、自立支援協議会は「障害者等への支援の体制の整備を図るため」と目的が示されている。また、構成員は「関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者」とされている。法89条3の2では、自立支援協議会において、「関係機関等が相互の連絡を図ること」や「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有」し、「地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ことが義務づけられている。

次に、自立支援協議会の役割について、法的な位置づけや、足立区の地域自立支援協議会において、これまで共有されてきた機能を列記した。困難事例検討と対応方法の検討とあるが、自立支援協議会の土台・出発点は、個々の事例、個別ケースの検討であるということ、本日の事例検討がそれにあたる。そ

して、個々のケース検討を源泉に、課題の抽出、提言、地域における権利擁護システムの検討に結びつけていくことが、自立支援協議会の役割とされている。さらに、障がい福祉計画や、地域生活支援拠点、日中サービス支援型グループホームなどで、地域の視点から意見を言うことも、自立支援協議会に期待されている。

次に、足立区の地域自立支援協議会の構成について、足立区の地域自立支援協議会は、平成30年度から現在の6つの専門部会と本会議の構成になった。その中で、権利擁護部会は、「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねているということや、障害者差別解消法や成年後見制度の利用に促進に関する法律と関連性があることに、他の部会と違った特色がある。6つの専門部会は、障がい者が地域で生活していく視点に立ち検討を行い、本会議にて報告・情報共有を行う。さらに、2年度を一期として報告書を作成している。令和元年度、令和3年度と、これまで二期分の報告書が作成されており、今期は3期目となる。

1期目は、各立場や機関の繋がりづくりと課題抽出を中心に行った。2期目は、水害時の対応や複数の部会で共通課題を検討し、具体的な活動につながるものもあった。本3期目は、コロナ禍や社会保障等いろいろな情勢の変化の中で、新たな課題への取り組みを進め、足立区という地域の状況にあった自立支援協議会の在り方や、相談体制を考えていく時期になると考えている。引き続き充実した協議・検討をお願いする。

なお、資料の最後に記載したホームページには、各専門部会・本会議の議事録、過去二期分の活動報告書を掲載している。

2 自己紹介

今年度新たに就任していただいた委員もいらっしゃるので、各委員より、所属での最近の活動状況を含め、自己紹介をお願いします。

○山本部長

成年後見制度の周知・啓発、具体的な相談・手続きをする最後の支援という形で、制度を利用する区民の方に対し、関係機関を含めて日頃から相談対応をしている。

本日は法律的な成年後見ということで、難しいところではあるが、活発な意見交換ができればと思う。

○片山委員

私が活動している方で、60歳過ぎの男性きょうだいが2人いる。時折訪問し、話をするが、身体障がいや知的障がいがあるわけではないが、世間の常識を知らない。例えば、銀行に行ってもATMのやり方がわからない、受付に行ってお金を下ろしたり、預金することもできない。ただ、普通に生活するには、コンビニに行って物を買ったりすることはできる。何年か前にその方の母が亡くなって、本人たちは持っているお金を使って生活していたが、ある時、お金がないので、どうすれば良いかと相談があった。母の遺したお金があったが、相続の手続きをしていなかった。母の戸籍を一緒に取りに行くなどして何とか相続することができた。このような方でも成年後見制度を適用されるのか考える話のきっかけになればと思い、紹介させていただいた。

○田中委員

人権擁護委員の仕事は多岐に渡っているが、法務省から委嘱を受けて、足立区のことを中心にやっている。最近の3年に渡るコロナ禍で、なかなか対面式の人権相談ができない状態だが、四ツ谷駅前の四谷タワーに東京法務局があり、そこで電話相談や、最近ではLINEの人権相談も始まり、活動している。また、小学校や中学校に赴いて、児童・生徒を対象に人権教室を行い、少しでも自分の心の中にある差別という意識をなくして、人権意識を高めていきたいと活動している。

この部会は学びが多いので、足立地区委員会で学んだことを共有していきたいと思う。

○佐藤委員

親の会は、足立区内の知的障がい者の家族の会である。今年度の活動としては、以前やっていたバザーのような一堂に介する行事は行えていないが、小規模で少しずつ会員と顔を合わせながらやるような会を企画している。今年6月頃に、個人番号カード交付・普及推進担当課から声がかかって、マイナンバーカードの申請を、比較的最近は窓口が近くにあるが、親の会の会員向けに集まって行った。やはり子どもが知的障がいがあると、窓口では自分で字を書けないとだめだと申請を断られたという親もいたので、今回担当職員がわかりやすく指導してくださったので、家族含めて大勢の方が作成できた。

本日のテーマの成年後見制度は、知的障がい者家族にはとても関心の高いところで、上

部団体の東京都手をつなぐ親の会や全国手をつなぐ育成会連合会でも研修をやってくださっていて、都内のいろいろな団体の研修を、家でネットで見るという機会が増えている。本日は足立区の身近な話を聞けるということで楽しみにしている。

○鈴木委員

父母の会会員のお子さんの障がいは肢体不自由が主だが、知的障がいなど重度重複・多様化している。コロナ禍になって全会員が出席し、ご来賓をお呼びしての定期総会や定期バザーなど過去3年間開催できていない。上部団体に東京都肢体不自由児者父母の会連合会と関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会、全国肢体不自由児者父母の会連合会があり、年2回、関東ブロックと全国ブロックの大会がある。コロナ禍1年目は両方とも中止になったが、去年は初めてオンライン併用という形で、全国大会・関ブロ大会が東京で開催された。今年は長野で関ブロ大会がオンラインのみで開催だったため2年続けて参加することができた。長野大会では成年後見制度について学ばせていただいた。その中で、親としてできることは、親が元気なうちに、判断できるうちにやっておかなければいけないということをおアドバイザーの司法書士の方から説明された。その立場にならないとわからないことも多いが…例えば預金通帳をいろいろ持っているが、親が元気なうちに1つにした方がよい等いろいろ勉強させてもらった。権利擁護や成年後見制度というのは、何回聞いても頭に染み入らないが、勉強することで気づくこともあるので、自分だけのものではなく、会員にも広めていきながら、理解しながら進めていかなければならないと改めて思う。

○吉田委員

花畑共同作業所は、小規模の施設で、定員26名、主に、印刷と軽作業、焼き菓子を作る作業をしている。コロナになって3年目、最近はイベントが再開されるということで、お声がけいただくことも多くなり、利用者も職員も喜んで仕事をしている。先月からサミット保木間店からお声がけいただき、月1回販売させていただいている。

成年後見制度は、私もとっつきにくく難しい印象がある。ただ、施設を利用している方々も、このままではまずいと思う人や、わかるうちに今やった方がよいと思う人がいらっしやるので、今日しっかり勉強して、施設に持

ち帰れたらと思う。

○佐藤委員

私どもの入所施設では、52名の方が生活している。権利擁護の視点でいうと、先立って中井やまゆり園について神奈川県が報告書が出されたが、本当に痛ましい内容が書かれていた。同じ入所施設として心を痛めている。私どもも大切にしているが、少しの綻びから大きな人権侵害にならないように、本人を大切にすることはもちろん、環境を整えていくことを改めて話しているところである。

成年後見について、親が高齢になってきていて、入所者は知的障がいの方が中心だが、加齢とともに7名が車いすに移行して生活している中で、親からきょうだいが支援者・キーパーソンになってきている。親ときょうだいの関わり方について、良い面も、難しい面もあり、どのように支援していくか話している。今施設では10名足らずの方が成年後見制度を利用しているが、52名中10名足らずというところでは、浸透していないというところがあるので、制度を皆様に伝えていきながら利用を進めることが課題なので、しっかり勉強したい。

○山崎委員

親亡き後ということを家族は心配して、いろいろな形で権利擁護について学ぼうとしている。やはり、だんだん親が年を取る中で、親亡き後は、どうすれば自分の権利を守っていけるのか、興味はもちろんだが、きちんと知って、制度を学んで伝えていきたい。

○成田委員

昨年度は区の新人研修会に呼ばれて、ピアサポーターについて話をさせていただいた。コロナ前は病院を訪問し、障がい者と話し合いや勉強をしていた。

成年後見制度について、自分も一度、親族のケアマネージャーから聞いて知り、利用しようとしたことはある。何かきっかけがないと、そのような制度があるということを知らないで終わってしまうケースが多いと思うので、周知度を上げていくことが大事だと思う。

○小杉委員

成仁病院は精神科の病院で、精神障がいの方が体調を崩された時である急性期に入院をして、良くなったら在宅に戻っていただいて、在宅医療を提供している。私は、成仁病院の

中にある相談支援事業所という障害福祉サービスの計画相談事業所で、相談支援専門員をやっている。相談支援専門員の強みが何かを考えた時に、足立区には社会資源が豊富にあり、その情報を持っていることだと思う。その情報を自分自身で持っているだけでなく、情報を取れない方もたくさんいらっしゃると思うので、必要な人にどのように必要な情報を届けたらいいかを最近のテーマにしている。また、精神医療部会や相談支援部会にも参加させていただいているが、そういったところでの情報共有の仕方、どのようなシステムを作っていたらいいかが課題だと思う。

成年後見に関しては、精神障がいの方も対象となる方が多いが、本人が意思表示することが非常に難しいケースが多いので、家族が申請されることが多いが、その申請するプロセスでご理解いただけなかったり、本人と対立関係になったりして、申請にいたらないところがある。どういう形でスムーズに申請にたどり着けるのかできるのかということをサポートして1番頭を悩ませているところなので、勉強させてもらいたい。

○薄田委員

今年度から委員になった。ハローワーク足立では、障がい者や難病の方などの就職にむけての相談、就職してからの定着支援の相談等を行っている。相談に来られる方で成年後見制度を利用されている方がどれくらいいるかということ、本人が言わないとわからないところだが、話の中ご本人が成年後見制度を利用していると言われる方がたまにいらっしゃる。その中で、制度を利用しているが、毎月の利用料の負担が厳しいから就労しないといけないと話されている方がいた。私自身、成年後見制度について、いろいろわからないことがあるので勉強したいと思う。

○小田切事務局員

本日は、高齢福祉課権利擁護係の笠尾係長にお越しいただいている。本日の議事でもある成年後見制度の事例検討の前段として、制度の概要や区の取組みについて紹介いただく。

議事に入る前に、資料の確認及び記録作成のための録音を了承いただく。

●進行：小田切事務局員→山本部長

3 議事

(1) 成年後見制度についての概要

○笠尾係長（高齢福祉課権利擁護推進係）

区長申立ての事務処理や検討会、審査会などを直接担当している。本日が限られた時間のため、細かい説明は省略させていただき、大きな流れと、個別にどのように作業が進んでいくのかということを中心に話をさせていただきます。

成年後見制度は、認知症や障がいなどさまざまな理由で判断力が落ちてきたという方に対して、サポートしていただける方、後見人と言われる方をおつけて、代わりにいろいろなことを考え、相談していただくという制度である。細かく言うといろいろな後見制度がある。先ほど片山委員がおっしゃった軽度者も、後見制度の中で段階分けがあったり、後見制度を使う前段として、山本部会長のところに対応できる支援策もあるので、全部は説明できないが、別途ご相談いただければありがたい。

そもそも、成年後見制度は2000年からスタートしているが、その前段は禁治産制度というもっと難しく厳しい制度だった。なぜ今の制度に変わったかということ、国の社会福祉施策の変化が大きな要因となっている。社会福祉等は行政の措置によるサービスだった。それが2000年に介護保険制度が導入されたことを契機に、措置から契約に変更された。措置の場合は行政が決めるが、契約の場合は意思により自分で契約先を決める。自分で決められる人は良いが、判断できない人はどうやってサービスを受けるのかという議論になった。そのために、成年後見制度を活用して、そのような方については後見人が代わりに契約するようになった。それぞれのところはわかるが取つきにくかったり、そういう制度はあるが、どういう人が使うのかわからなかったりということが大きな課題である。現状では必要に迫られて初めて重い腰を上げることが多い。具体的に必要になった時とは、例えばお金の関係で、銀行から一人でお金をおろせなくなったり、オレオレ詐欺にあたりなどすると、銀行の方から成年後見を利用してくださいと言われて活用することがある。あとは、不動産の関係、相続の関係など、弁護士や司法書士が介入されるような場合には、後見人がつくことがある。外部関係からそのように言われて、手続きを取る方が多い。

具体的にどういう手続きを取るのかだが、申し立てをするから誰かが手続きを取ること

になる。では、誰が申し立てできるのかということだが、本人か配偶者か四親等内の親族ができる。四親等というと相当幅広い親族ができる形になっている。ちなみに、身寄りが全くない方は、区長申立てがある。親族に成り代わって区長が申し立てをするという仕組みになっている。それに対して、個人が申し立てるとき、本人が申し立てれば本人申立て、親族が申し立てるときは親族申立てと言われている。

また、申し立てには費用がかかる。いろいろ用意するものがあるが、住民票や戸籍、診断書などにもお金がかかったり、裁判所に申立費用として7千円弱くらいが必要になってくる。流れの中で、診断書だけでは判断材料が不足するとなると鑑定書が必要になることもあり、この鑑定書が高額で、10万円程度かかる。このような資料を添付して家庭裁判所に申し立てを行う。各作業自体は司法書士等に代行してもらうことも可能だが、その場合は別途費用が必要になる。

裁判所に申し立てした後は、裁判所の調査官が親族や関係者と面談し、本人の生活状況や財産状況を確認する。その後調査が終わると、裁判所の方で後見人を選任する。ちなみに、後見人には誰がなれるのかだが、後見人になるための資格があるわけではなく、誰でも後見人にはなれる。したがって、親族が自分で後見人になりたいという場合は、申請の時に候補者としていただくこともできる。ただし、最終的に決めるのは裁判所で、いろいろな状況を勘案して決める。例えば、莫大な財産があって、親族間にトラブルがあると、裁判所に弁護士などでないと難しいと判断される場合があり、その場合には専門職が選ばれることがある。ここで一つ気を付けていただきたいのが、例えば、親族が申し立てをして、自分が後見人になりたいということで候補者として挙げたが、最終的に別の方が選ばれてしまったとしても、この段階で取り下げることにはできない。ちなみに、足立区はあだち区民後見人という施策をしており、その中から後見人を選択するという選択肢もある。

後見人が決まった後は、情報を整理して後見業務を開始するという形になる。先ほど薄田委員からお話があったが、専門職の後見人の場合、報酬がかかる。管理する財産額に応じて月2万円～6万円程度かかる。そのあたりも念頭において、後見の申し立てをご検討していただければ、特に障がい者は制度を利用する期間が長くなることが想定されるので、

そのあたりも考えていただければと思う。また、注意していただきたいのは、申し立てから後見人が決まるまで非常に時間がかかる。これは、一人ひとりの判断能力をきちんと調査して裁判所が決定することなので、流れ作業的に行うことができないので、1件1件調査して、後見人にふさわしい人を選んでいく作業になるので、非常に時間がかかる。途中で鑑定書が必要になると、半年くらいかかってしまうこともある。通常でも1か月以上かかるケースが多い。

後見制度は、先ほど必要に応じてと言ったが、お金をおろす時だけなど必要な用事が済んだとしても、権利擁護の観点からやめることはできない。

ちなみに、報酬・費用については、足立区では非課税などの制限はあるが、上限月2万円の報酬助成制度がある。申立費用についても助成制度がある。

後見人の業務は、大きく分けると、財産管理と身上監護の2種類になる。財産管理は金銭管理で、身上監護は基本的には生活するうえで必要な手続きのことで、住居の確保や入院の手続き、保険の申請などを本人の意向を確認・配慮しながらやっていく。例えば、ヘルパーの代わりに直接介護をしてもらうことや本人の代わりに医療同意をもらうことは後見人の仕事にはない。また、戸籍に関すること、婚姻関係や養子縁組に関することもできない。そういう限られた制度なので、メリット・デメリットがあるので、そこも検討いただいて制度を活用いただきたい。

(2) 区の成年後見制度の取組みについて ○笠尾係長

足立区で成年後見制度を利用している人は、令和3年12月末時点で1,253人。23区の中で足立区は多い方で4番目。このうち、区長申立てした人は令和3年で55人いた。その中で障がいの方は9人だった。少ないと感じるかもしれないが、令和に入る前はこの半分か程度の数字で推移していた。今年度は現時点でそれを上回る勢いがあり、数字が上がると想定される。だんだん周知が進んできたこともあって、障がいの方の人数も増えてきているという現状である。この1,253という数字が、足立区の人口が約69万人、高齢化率は約25%、高齢者の数だけ見ても17~8万人いらっしゃる中で、そのうち成年後見制度を利用している人が1,253人というのが少なすぎるといって、全国的

に利用促進するようにとされていて、運用法や制度の見直しも検討されている。

足立区としても国の計画に合わせて運用法の見直しなどを行っており、権利擁護推進係と権利擁護センターあだちが協力して、中核機関となっているが、区長申し立てなどを円滑に進められるように改善しているところである。その一環として地域連携ネットワーク協議会を設けており、その中で障がいの施設の方もメンバーとして入っていただいているが、このネットワークを強化することで、利用促進を図っていきたいと考えている。ここでのネットワークとは、個人をみんな成年後見に結び付けるという意味ではなく、権利擁護支援の強化を図ることを意味する。どうしても権利擁護というと、虐待や消費者被害にあっている人を救うというイメージを連想すると思うが、実際の権利擁護支援は、必ずしもそういうことだけではない。地域で自分らしく安心して暮らせること保証する、当事者の自己決定や自己選択を保証していくことである。その延長線上で、虐待や消費者被害があつて、その先に成年後見制度などがあるという考え方である。当事者が自己決定できない人でも、できる限り意思表示を確認していこうとするのが支援のかたちになる。そういう意味で、実は皆さんは知らないうちにネットワークの一員になっている。その権利擁護支援の観点から、サポートが必要な人には支援していただきたい、それでもし後見人が必要な人がいる場合には私たちのところにつないでいただきたい。そのようなネットワークを強化することによって、成年後見制度の周知が図られ、必要な方に必要な支援が届くと思う。足立区としてはこのネットワークの強化をしたいということでやっている。

この意思決定の支援については、当事者に成り代わって後見人が全てのことを決めてやるという考えではない。現在も皆さんが支援チームの一員として関わっていると思うが、後見人がついた場合はその支援チームに後見人が加わるということになる。意思決定支援をするときは、後見人がついてもチームの皆さんで共同して支援していく。逆に言うと、後見人は皆さんよりも本人に関して理解していると言いきれないので、皆さんの協力がないと逆に本人の意思に反したことを後見人が決めてしまう可能性もある。皆さんには後見人がついた後も、本人の考え方に立って引き続き支援に携わっていただきたい。

< 質疑応答等 >

○鈴木委員

成年後見人が親族になるとは限らないというところで、やはり一番障がいのある子を知っているきょうだいに、親が生きているうちからこうしてほしい、ああしてほしいと小さい頃から言っていると思うのだが、親・きょうだいなど親族が後見人になれる割合はどのくらいなのか、少ないから後見制度を利用する人が少ないのかなと思った。

○笠尾係長

数については、全体の数で見ると8割は専門職の後見人がついている。しかし、後で説明するが、カウントした中で、候補者として親族を挙げた人がどれくらいいたか、親族を候補者として挙げていなければ、専門職が後見人に選ばれることは当然なので、専門職でなく親族を候補者に挙げた場合に、親族が後見人に選ばれた割合も8割。そうすると、ほとんどの人が親族を候補者に挙げていないということが数字からは伺える。

○鈴木委員

親族が申立てをしたら8割が後見人として選ばれたということか。

○笠尾係長

数字から見るとそういうことである。

○鈴木委員

ただ、専門職の人が8割いるということか。

○笠尾係長

親族後見人を候補者に挙げた方も、専門職で良いよという方も全部をトータルすると8割が専門職になっていたということだが、親族を希望された方の8割が、親族が選ばれたということが数字上から伺える。

○山本部長

全体の中で親族が後見人として選ばれたのが2割弱、そのうち8割が選任されているという数字という意味である。

ここで、資料Q&Aに一部修正がある。Q2「死後の手続き」について、法改正によって、後見人の類型が後見の方が亡くなった時に、家庭裁判所に手続きをすれば死後の手続きが可能になっている。

次に、Q8「医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います」についても法改正に

よって、一律に資格や地位を失うということにはならない。実際に後見人のついている本人の状況で、医師等の実際の業務ができるかどうかという視点で資格や地位、役職について判断することになっている。

(3) 成年後見制度の事例検討

個別具体的な内容のため非公開

●進行：中村部会長→小田切事務局員

4 事務連絡

本日の議事録は、案ができ次第、委員の皆様にご確認ください。

また、第2回の権利擁護部会については、日程が決まり次第、改めて連絡差し上げる。

以上